

北海道博物館展示物製作委託業務企画提案説明書

1 委託業務の名称

北海道博物館展示物製作委託業務

2 委託業務の目的

北海道博物館は、本道の自然・歴史・文化を総合的に体験出来る博物館をめざしており、また、道内の中核的博物館として、地域博物館などとの連携により、北海道の持つ様々な魅力などを再発見する知のネットワーク構築を進めているところ。

平成30年に本道が「北海道」と命名されてから150年を迎えるにあたり、展示物のさらなる充実や地域博物館との連携強化を図るため、北海道博物館や赤れんがサテライト等における展示実施のための展示物を製作する。

3 求める企画提案の内容

道民生活の中で使役犬として親しまれ、また、南極観測犬として活躍した史実が知られるカラフト犬(長毛種)について、その特徴や歴史的な役割等を伝える展示物を製作する。

展示物は、カラフト犬(長毛種)の生態的特徴等を正確に再現し伝えるとともに、分かりやすく魅力的な展示手法を取り入れ、長く活用出来るようにする。

展示物の活用方法として、3Dプリンタで作成した精巧な展示物を博物館等で展示することにより、また3Dプリンタでの作製に用いたデータの活用を図ることにより、ICTを活用した技術・展示物等を身近に感じてもらえるようにする。

(1) カラフト犬(長毛種)3Dプリンタ像(2頭)の作成

ア 博物館が提供する2頭それぞれの写真や資料から3Dデータを採取し、これをもとに、毛並みや色合い等を忠実に再現でき、耐久性のある素材で作成する。

イ 上記「ア」の作業にあたっては、応募者においても既存のカラフト犬に関するデータ等を収集し、生体・生態が感じられるよう3Dデータに反映させる。

ウ 3Dプリンタではカラーで出力し、その後特殊な加工を要しない仕様とする。

* 眼球の装着は可とする。

エ 作成するデータについてはカラー情報を持っている3Dデータ、または3Dデータと関連付けられているテクスチャデータを1つのファイルに収納し、多種の3Dプリンタで出力が可能な状態で作成、納品すること。

オ データの著作権は北海道に帰属すること。

(2) 3Dデータの利用

ア 作成した3Dデータを活用した、今後展開出来る事業を提案すること。

* 内容、規模、費用を示すこと

(3) その他

ア 3Dプリンタで作成したカラフト犬の展示用機器や解説パネル等、わかりやすく魅力的な展示とともに、長く活用出来る工夫、正しい理解への配慮を行うとともに、その他鑑賞・保全に必要な業務の提供あるいは提案をすること。

(4) 成果品の提出

① 成果品 カラフト犬2頭の製作物、3Dデータ(紙媒体、電子媒体(CD-ROM又はDVD-R若しくはHDD等 各1部)、実績報告書

② 納入期限 平成30年3月28日(水)

③ 納入場所 札幌市厚別区小野幌53番地2 北海道博物館

4 委託期間

契約締結日から平成30年3月28日(水)まで

5 予算上限額

3,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

6 委託契約の方法等

(1) 契約方法
随意契約

- (2) 契約の相手方の選定
公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補とする手続き（公募型プロポーザル方式）による。
- (3) 契約の根拠
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び北海道財務規則運用方針第3関係1の(2)

7 企画提案者の参加資格

参加者の資格は、次のいずれにも該当すること。

- (1) 法人（団体を含む。以下同じ。）又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）のいずれかであること。
- (2) 3Dプリンターで造形物を製作し納品した実績があること。
- (3) 単体の法人、団体又はコンソーシアムの構成員は、次の要件をすべて満たしていること。
 - ① 道内に営業・運営拠点を有する法人又は団体であること。
 - ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - ④ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - ⑤ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
 - ⑥ 暴力団関係事業者等でないこと。
 - ⑦ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - (ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ）
 - (イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納付義務がある場合を除く。）
 - (ウ) 消費税及び地方消費税
 - ⑧ コンソーシアムの構成員が単体の法人等又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。
 - ⑨ 団体においては、団体の規約及び会計帳簿を備え、予算と決算を行っていること。

8 企画提案の審査方法及び最良の企画提案書の決定等

北海道博物館等の職員により組織する審査会が定める評価基準に基づき、審査会の各委員が、企画提案書・サンプル及びヒアリングを通して企画提案の内容を審査し、評価を行う。

最良の企画提案書の決定及び契約の相手方の候補者の特定については、各委員が評価基準に基づき採点し、その合計点の最も得点の高い企画提案書を最良の企画提案書として決定するとともに、当該企画提案書の提案者を契約の相手方の候補者として特定する。

この場合において、最も多く得点をとった企画提案書が2者以上あるときは、審査会で協議し最良の企画提案書を決定する。協議してもなお決定しなかった場合は、当該企画提案書を提出した提案者によるくじ引きにより決定する。このとき、くじを引かない提案者がいる場合は、これに代えて、審査会及び契約事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。

9 評価基準（各委員の評価項目）

- (1) 毛並みや色合いを忠実に再現する方法、また、耐久性のある素材であるか
- (2) 2頭のポーズに躍動感があり配置にバランスがとれているか
- (3) 受注実績数、受注内容及びその制作物の評価
- (4) サンプルの特徴・概要
- (5) 3Dデータの利用方法
- (6) 正しい理解の促進等に有用な業務の提供又は提案があったか
- (7) スケジュール

10 手続等

業務委託に当たり、企画提案参加者から事前に「資格審査申請書」を徴取し、資格の有無を審査し、審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し、企画提案書・サンプルの提出及びヒアリングへの出席を要請する。

- (1) 担当部課：〒004-0006 札幌市厚別区厚別町小野幌53-2
北海道博物館 総務部総括グループ
TEL 011-898-0456
FAX 011-898-2657
E-mail hokkaido.museum@pref.hokkaido.lg.jp

- (2) 企画提案に係る説明書の交付期間及び交付方法

- ア 直接交付
交付場所：上記(1)に同じ。
交付期間：平成30年1月11日(木)から平成30年1月19日(金)まで
ただし、月曜日を除く午前9時から午後5時まで
- イ ホームページからのダウンロード
ホームページのURL：<http://www.hm.pref.hokkaido.lg.jp/>
交付期間：平成30年1月11日(木)から平成30年1月19日(金)午後5時まで

(3) 資格審査申請書(別紙1)の提出

- ア 提出部数：1部
- イ 提出場所：上記(1)に同じ
- ウ 提出期限：平成30年1月19日(金)午後5時まで(必着)
- エ 提出方法：持参又は郵送(配達証明、簡易書留、書留のいずれかによる)
(持参による提出の受付時間は、月曜日を除く午前9時から午後5時30分
(提出期限の日においては午後5時)まで)

(4) 写真及び資料の閲覧

- ア 閲覧期間：平成30年1月11日(木)から平成30年1月25日(木)まで
ただし、月曜日を除く、午前9時から午後5時まで
- イ その他：写真及び資料については閲覧のみで複写は出来ない。

(5) 質疑等

企画提案書等の記載にあたって質疑がある場合は、次のとおり受け付ける。
ただし、審査内容に関する質問については回答しない。

- ア 質問への対応方法
FAX又は電子メールでのみ質問を受け付ける(提出先：上記(1)に同じ。)
なお、回答は、北海道博物館公式ホームページに掲載する。
(<http://www.hm.pref.hokkaido.lg.jp/>)
- イ 質問の受付期限
平成30年1月25日(木)午後5時まで(必着)
- ウ 質問様式等
様式は自由とするが、件名を「北海道博物館展示物製作委託業務質疑」とし、本文中
に事業者名、担当者名、電話番号、メールアドレスを必ず記載すること。

(6) 企画提案書(別紙2)・サンプルの提出

- ア 提出部数：企画提案書 6部
サンプル 3点以内
- イ 提出場所：上記(1)に同じ
- ウ 提出期限：平成30年1月26日(金)午後5時(必着)
- エ 提出方法：上記(3)のエに同じ
- オ その他：期限までに提出のない場合は、棄権したものとみなす。

(7) ヒアリング

- ア 場所：北海道博物館会議室
- イ 日時：平成30年1月30日(火)午前9時～午後3時までの間
- ウ ヒアリングで使用する資料は、企画提案書及びサンプルとし、追加資料の配付は認め
ない。

11 委託契約に関する基本的事項

審査の結果、特定された事業者と結ぶ委託契約は、次の事項を基本とする。

- (1) 提案内容の調整
採択された提案内容は、契約締結時に修正や変更が加えられる場合がある。
- (2) 見積書の提出
原則として、審査会で選定された企画提案者に対し、所定の手続を経た上で、当該業務
に係る見積書の提出を依頼する。
- (3) 契約保証金
免除する。ただし、契約保証金を納めさせる場合がある。
- (4) 再委託の禁止
受託した場合は、業務の全部を一括して、又は委託者が設計図書において指定した主な部分

を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、3Dプリンタによる製作などを第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合において、当該第三者の履行経験を明示して道の承認を得られたときは、この限りでない。

- (5) 著作権等の取扱いについて
委託業務処理に伴って生じた著作権その他の権利については、道に移転するものとする。
- (6) 前金払
前金払はしない。
- (7) 契約書
別紙3の契約書（案）による。

12 その他

- (1) 資格審査申請書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがある。
 - ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。
 - イ 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (2) ヒアリングに参加しなかった場合は、棄権したものとみなす。
- (3) 企画提案に係る経費は、企画提案を行う法人・団体の負担とする。
- (4) 公募手続において使用する言語、通貨は、日本語、日本円とする。
- (5) 提出期限以降における資格審査申請書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (7) 提出された資格審査申請書及び企画提案書は返却しない。
- (8) 提出された書類は選定及び特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成する。
- (9) 業務委託した事業者の名称は公表できるものとする。
- (10) 公正性、透明性、客観性を期するため、選定された企画提案書を公表することができるものとする。
- (11) 次の失格要件に該当すると認められる場合は、審査会で審議の上、失格になることがある。
失格要件：企画提案書に虚偽の記載があることが判明した場合。
その他、業務を遂行できない重大な事由が発生した場合。